

五管区水路通報第 2 4 号

(498項 - 515項)

平成 1 6 年 6 月 1 8 日

第五管区海上保安本部

=====

第 498項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 499項	紀伊水道南方		深浅測量
第 500項	本州南岸	田辺港及び付近	灯浮標交換作業
第 501項	本州南岸	日高港	防波堤延長工事
第 502項	紀伊水道	由良港	係船浮標撤去
第 503項	大阪湾		救難訓練中止
第 504項	大阪港	大阪区	水門閉鎖
第 505項	大阪港	大阪区、第 6 区	ヨット教室
第 506項	尼崎西宮芦屋港	第 2 区	ヨットレース
第 507項	尼崎西宮芦屋港	第 2 区	小型船実技講習及び試験
第 508項	神戸港	第 2 区	潜水訓練
第 509項	神戸港	第 4 区	清掃作業
第 510項	淡路島	岩屋港	サメ防護用ネット設置
第 511項	淡路島	津田ノ鼻南西方	護岸改修工事
第 512項	東播磨港	航路	灯浮標交換作業
第 513項	播磨灘		磁気探査作業
第 514項	淡路島	富島港	磁気探査作業等
第 515項	四国南方		観測機器設置作業等
お知らせ	海上保安大学校・海上保安学校の学生募集について 船舶保安情報の通報について		

=====

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

海図の改補（小改正）のお知らせ

海上保安庁水路通報第23号

(6月11日発行) 掲載分

海 域	改正内容	該当海図	項
紀伊水道、由良港 相生港	栈橋完成 浮栈橋設置	W97 W111(相生港)	611 612

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。

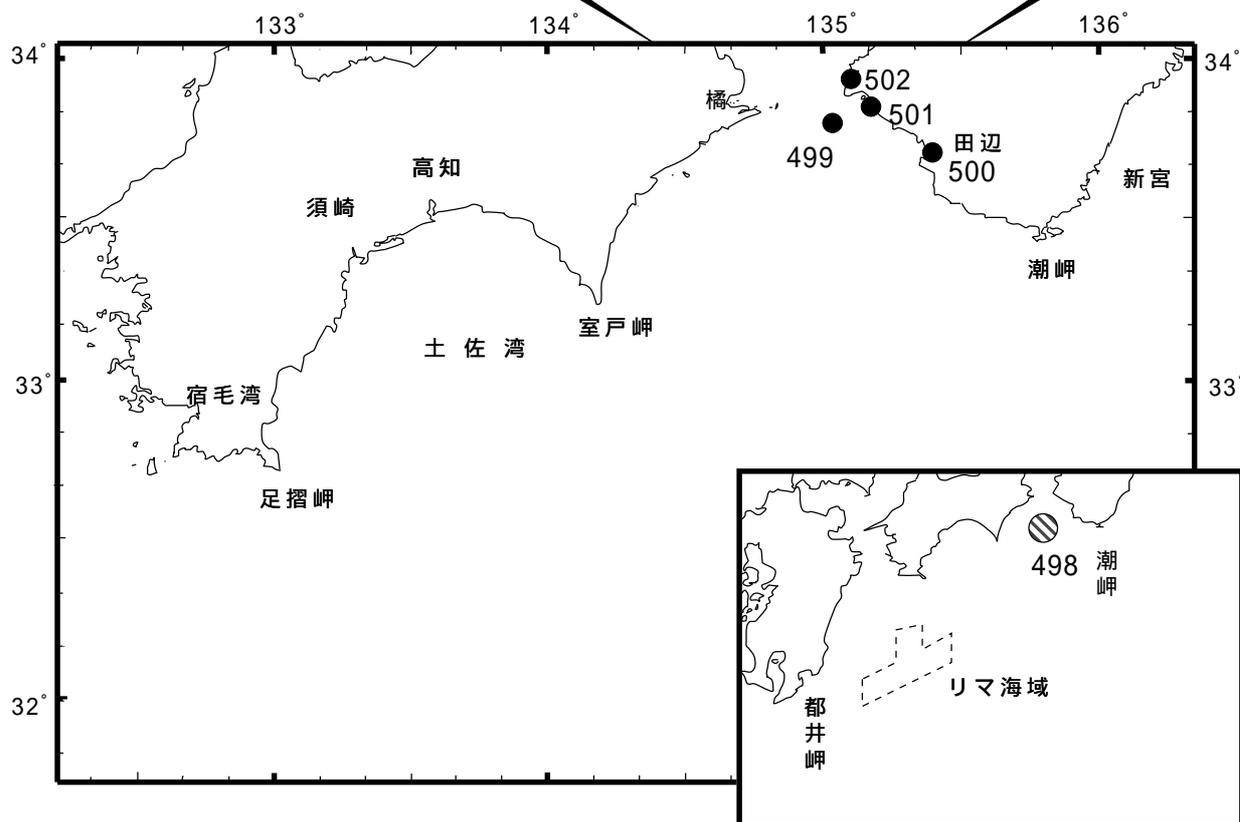
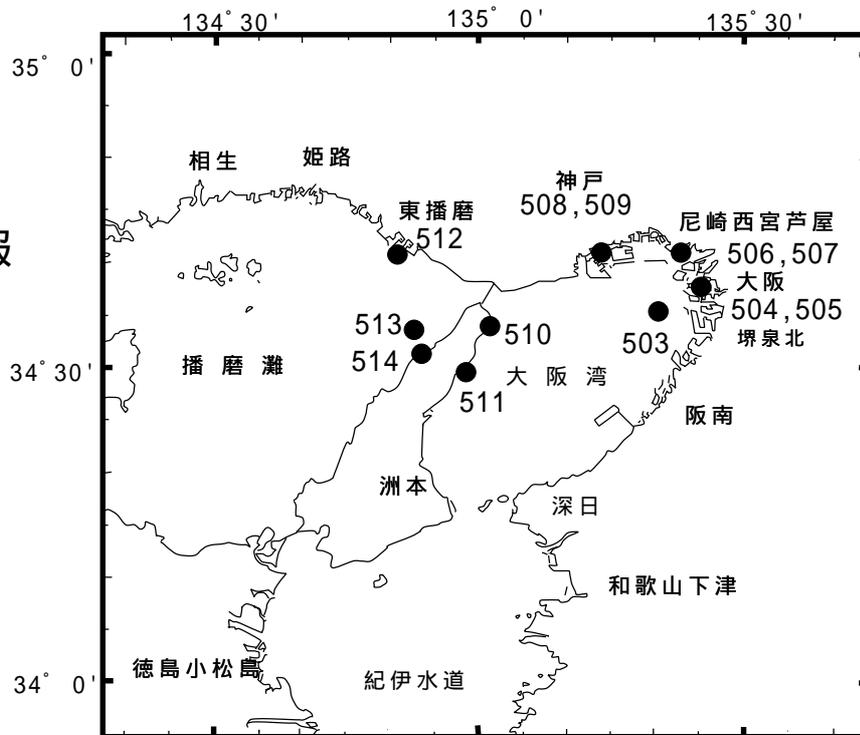
また、インターネットでも提供しています。

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

五管区水路通報

第24号

索引図



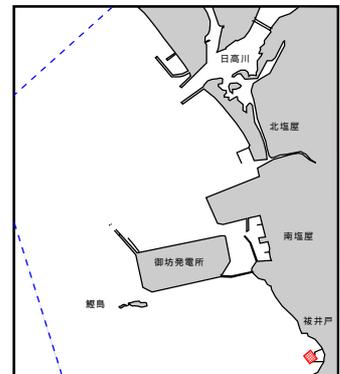
=====
五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先
第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)
神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)
FAXによる五管区水路通報提供サービス
(078)332-6307 ……最新号〔ポーリング受信式〕
(078)391-1310(手動受信)・最新号、バックナンバー(過去1か年分)〔情報番号;0#〕
インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>
=====

16年498項 紀伊水道南方 射撃訓練
五管区水路通報16年23号469項削除
蒲生田岬南方において、巡視船及び航空機による射撃訓練が実施される。
期 間 平成16年6月26日の1300~1700(予備27日の0900~1200)
区 域 33-31.0N 134-53.2Eを中心とする半径6海里の円内
警戒船 小型船舶及びヘリコプターを配備
備 考 期間中、「UY」旗及び「NE4」旗を掲揚
海 図 W77
出 所 五本部警備救難部

16年499項 紀伊水道南方 深浅測量
測量船「うずしお」による、深浅測量が実施される。
期 間 平成16年6月21日~7月9日の内5日間
区 域 2地点を結ぶ線上幅3海里の海域
(1) 33-50.7N 134-58.0E
(2) 33-42.4N 134-59.7E
備 考 測量船は、船尾から約300mのケーブルを曳航する
海 図 W150C
出 所 五本部海洋情報部

16年500項 本州南岸 - 田辺港及び付近 灯浮標交換作業
設標船「ぎんが」による灯浮標標体交換作業が実施される。
期 間 平成16年7月5日の1330~1550(荒天順延)
名 称 田辺港斎田崎南方灯浮標(灯台表第一巻2915)(33-43.3N 135-21.0E)
田辺灘島灯浮標(灯台表第一巻2917.51)(33-43.6N 135-20.1E)
海 図 W74
出 所 五本部交通部

16年501項 本州南岸 - 日高港 防波堤延長工事
被井戸漁港において、潜水作業を伴う防波堤延長工事が実施される。
期 間 平成16年6月21日~9月30日の日出~日没
区 域 33-51.1N 135-09.8E付近
警戒船 1隻配備
備 考 作業船のアンカー位置を黄色灯付浮標で表示。
海 図 W77(分図「日高港」)
出 所 田辺海上保安部



16年502項 紀伊水道 - 由良港 係船浮標撤去
海上自衛隊由良基地前面の係船浮標は撤去及び一時撤去された。
位 置 (1) 33-57-27N 135-06-45E(一時撤去)
(2) 33-57-28N 135-06-48E(撤去)
備 考 一時撤去された浮標の再設置時期は未定
海 図 W97
出 所 田辺海上保安部

16年503項 大阪湾 - 救難訓練中止
五管区水路通報16年22号455項削除
救難訓練は中止された。
海 図 W1103
出 所 大阪海上保安監部

16年504項 大阪港 - 大阪区 水門閉鎖

五管区水路通報16年総記18項関連

水門の定期試運転に伴い、各水門が閉鎖される。

(1)安治川水門(大阪区、第2区)

期間 平成16年7月1日、16日の1330~1630

34-40.5N 135-27.4E(概位)

(2)尻無川水門(大阪区、第3区)

期間 平成16年7月8日、21日の1330~1630

34-39.5N 135-27.8E(概位)

(3)木津川水門(大阪区、第3区)

期間 平成16年7月12日、26日の1330~1630

34-39.1N 135-28.7E(概位)

備考 16年4月から、水門閉鎖に伴う航泊禁止区域は設定されない。

海図 W1148 - W1123

出所 大阪港長

16年505項 大阪港 - 大阪区、第6区 ヨット教室

淀川河口付近において、ヨット約10艇によるヨット教室が実施される。

期間 平成16年7月3日、4日、10日、11日の1030~1630

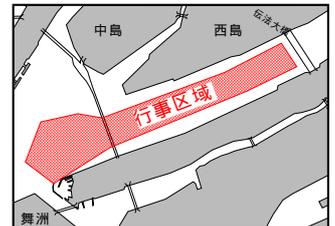
区域 付図に示す区域

警戒船 1隻配備

備考 区域内に、俵形黄色浮標4基を設置

海図 W1103

出所 大阪港長



16年506項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨットレース

西宮防波堤北方において、ディンギーヨット(約110隻)による

ヨットレースが実施される。

期間 平成16年7月3日、4日の0800~1800

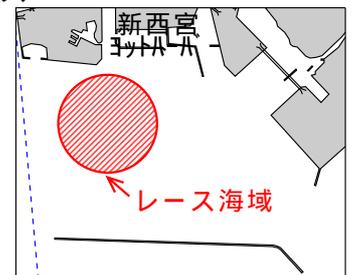
区域 34-41-39N 135-19-02Eを中心とする半径700メートルの円内

警戒船 3隻配備

備考 区域内にコースを示す浮標を3基設置

海図 W1107

出所 尼崎西宮芦屋港長



16年507項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 小型船実技講習及び試験

甲子園浜南東側前面において、小型船舶操縦士実技講習及び試験が実施される。

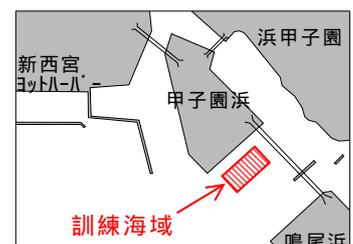
期間 平成16年7月1日~31日(13日、27日を除く)の0900~1630

区域 34-42.2N 135-21.1E付近

標識 区域内に丸形黄色浮標を3基設置

海図 W1107

出所 尼崎西宮芦屋港長



16年508項 神戸港 - 第2区 潜水訓練

ポートアイランド北部の水上消防署消防艇浮き桟橋付近において、潜水訓練が実施される。

期間 平成16年7月1日~31日の内、
0930~日没の内2時間が6回、日没~2100の内2時間が4回

区域 下記位置の浮き桟橋南側20m x 29mの区域内

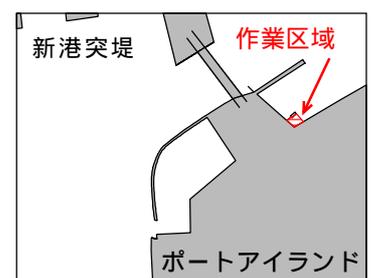
34-40-37.5N 135-12-23.0E

警戒船 夜間訓練時、1隻配備

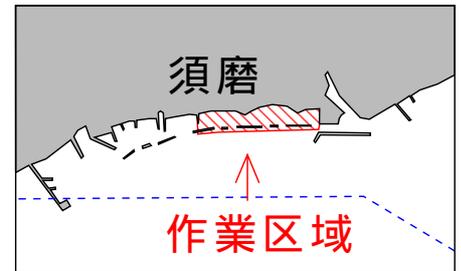
標識 夜間訓練時、潜水区域を示すため黄色灯付浮標を1基設置

海図 W101A

出所 神戸港長



16年509項 神戸港 - 第4区 清掃作業
須磨海水浴場前面において、潜水土による清掃作業が実施される。
期間 平成16年6月27日の1000~1200
区域 付図に示す区域
警戒船 6隻配備
海図 W101B
出所 神戸港長



16年510項 淡路島 - 岩屋港 サメ防護用ネット設置
田ノ代海岸において、海水浴場開設に伴いサメ防御用ネット及び浮体(2基)が設置される。
期間 平成16年6月25日~9月10日
区域 34-35.2N 135-01.4E付近
標識 遊泳区域表示用に黄色浮標5基設置
海図 W1217(分図「岩屋港」) - W131
出所 神戸海上保安部

16年511項 淡路島 - 津田ノ鼻南西方 護岸改修工事
潜水作業を伴う、護岸の改修工事が実施される。
期間 平成16年6月24日~7月6日(予備7日~31日)
区域 34-29.8N 134-58.3E付近
海図 W131
出所 五本部海洋情報部

16年512項 東播磨港 - 航路 灯浮標交換作業
設標船「ぎんが」による灯浮標標体交換作業が実施される。
期間 平成16年7月7日の1100~1310(荒天順延)
名称 東播磨航路第四号灯浮標(灯台表第一巻3835)(34-40.9N 134-49.1E)
東播磨航路第六号灯浮標(灯台表第一巻3837)(34-41.2N 134-49.5E)
海図 W107
出所 五本部交通部

16年513項 播磨灘 - 磁気探査作業
江崎南西方において、アンカー捜索のため、潜水作業を伴う磁気探査作業が実施される。
期間 平成16年6月22日~24日(予備25日、26日)の日出~日没
区域 34-35.1N 134-56.6E付近
警戒船 1隻配備
備考 アンカー発見時、黄色灯付浮標で表示
海図 W131
出所 神戸海上保安部

16年514項 淡路島 - 富島港 磁気探査作業等
潜水土による磁気探査作業及び深浅測量が実施される。
期間 平成16年6月28日~7月10日(予備11日、12日)の0800~1700
区域 34-33.0N 134-55.7E付近
警戒船 1隻配備
海図 W131
出所 神戸海上保安部

16年515項 四国南方 観測機器設置作業等
「淡青丸(480トン)」による、観測機器の設置及び回収作業が実施される。
期間 平成16年7月5日~13日
区域 2地点を結ぶ線上付近
(1) 32-45N 133-06E
(2) 30-00N 134-36E
海図 W1072(LCW共)
出所 海洋研究開発機構

お知らせ 海上保安大学校・海上保安学校の学生募集について
海上保安庁では、下記のとおり海上保安大学校・海上保安学校の学生採用試験を実施します。

1 海上保安大学校

(1) 受験資格

昭和59年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成17年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者
人事院が に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は受験することができない

(2) 受付期間

平成16年8月26日(木)～9月7日(火)

(3) 試験日

一次試験 平成16年10月30日(土)、31日(日)

二次試験 平成15年12月20日(月)

(4) 試験地

一次試験 大阪市、神戸市、高知市ほか全国35カ所

二次試験 神戸市ほか全国11カ所

(5) 備考

採用日は、平成17年4月1日とし、採用後は海上保安大学校(広島県呉市)において、海上保安官として必要な研修(約4年6ヶ月)を受けた後、各部署の巡視船艇に配属され勤務することになります。

2 海上保安学校

(1) 受験資格

昭和56年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成17年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者
人事院が に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は受験することができない

(2) 試験区分

船舶運航システム課程(研修期間1年)

情報システム課程(研修期間2年)

海洋科学課程(研修期間1年)

航空課程(研修期間1年)

(3) 受付期間

平成16年7月20日(火)～8月3日(火)

(4) 試験日

一次試験 平成16年9月26日(日)

二次試験 平成16年10月20日(水)～23日(土)

三次試験(航空課程のみ) 平成16年12月13日(月)～18日(土)

(5) 試験地

一次試験 大阪市、神戸市、高知市ほか全国35カ所

二次試験 神戸市ほか全国11カ所(航空課程は東京都)

三次試験 東京都

(6) 備考

採用日は、平成17年4月1日とし、採用後は海上保安学校(京都府舞鶴市)において、海上保安官として必要な研修を受けた後、各部署又は巡視船艇に配属され勤務することになります。

問い合わせ先

第五管区海上保安本部 総務部 人事課

電話 078(391)6556【内線2135】

船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

通報の時機はいつですか？

* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

その他、通報の方法はどうなっていますか？

* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK

* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

* 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。）

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）からダウンロードすることができます。

Reporting on the Security Information of ships

This is an important notice to those who intend to enter into Japanese ports from foreign countries.

From 1st July, 2004, the revised SOLAS regulations and the law for the security of ships and of port facilities comes into force to prevent and suppress terrorism acts against ships. All ships which come from foreign ports and intend to enter ports in Japanese waters are required to report security information of their ships to designated Coast Guard officers before entering into port in accordance with the format attached here with.

Any ship which intends to enter a Japanese port from a foreign country is required to report, regardless of their nationality, their size of ship, type of ship, etc.

Those ships entering into specific areas regulated in the law, namely Tokyo Wan, Ise Wan or Seto Naikai are also required to report this information.

This report is required only when previous ports of call were a foreign port. (Therefore, it is not required for a voyage to a second Japanese port if the previous port had been a Japanese port.)

When should the report be submitted?

Please report 24 hours before entry into port.

However, in case of entering into the aforementioned specific area, please report even 24 hours before entering into those specific area.

Whom should the report be submitted to?

Please report to the Coast Guard office which has jurisdiction of the port where you intend to enter.

In case you intend to navigate in a specific area without calling on any Japanese port, please report to the Coast Guard office listed on the notification. (Please ask the nearest office of Japan Coast Guard)

Who should submit the report?

Captain, owners, and those representatives (agency etc.) can submit the report.

What is the method of the report?

EDI, fax, mail, hand delivery, etc. are acceptable.

What should I do when it seems to be difficult to enter into port or specific area at the ETA of the report owing to unavoidable reasons such as bad weather.

Please report immediately to a predetermined reporting place.

However, when there is imminent danger and it is necessary to enter into port immediately, please report immediately after entry into port. (Please ask the nearest office of the Japan Coast Guard)

- As a measure against terrorism the security information of ship asks you about the security situation and a security measures of the vessel which will arrive in Japan from a foreign country.
- When there are questions and directions from the Japan Coast Guard, please follow them. Keep in mind that entry into port may be forbidden if these rules are not followed.
- Keep in mind that a fine will be enforced on the captain who did not report, or those who submitted a false report, of one year or less of penal servitude, or up to a 500,000 yen fine, as well as possible extended delays regarding entry into port and departure.

You can download a report paper from homepage of the Japan Coast Guard.
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/hoan00.html>)

